

島田市保護猫ボランティア規約

(名称)

第1条 この会は、島田市保護猫ボランティア（以下「本会」という。）と称し屋号として「街猫ハウスにゃーご」の名称を使用する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、島田市向島町2928番地タナカビル1階に置く。

(目的)

第3条 本会は、猫の保護に関する活動（事業）を行うことにより、飼い主のいない猫の殺処分を無くし、里親等に適正飼育される状態にすることを目的とし、2022年4月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために飼い主のいない猫の保護活動を行い次の活動を実施する。

- (1) 野良猫・置き去り猫の保護
- (2) TNR活動
- (3) 里親募集
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、代表に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 1,200円（年額）
- (2) 賛助会員 0円

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人

(2) 副代表 1人

(3) 会計 1人

(4) 総務 1人

(5) 監査 1人

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監査は代表、副代表、会計及び総務を兼ねることはできない。

(職務)

第11条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 総務は、本会の雑務のとりまとめを担当する。

5 監査は、会の活動及び会計を監査する。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表 〒427-0045 静岡県島田市向島町3044-4 田中春喜

副代表 〒427-0017 静岡県島田市南1-3 池之谷佳子

総務 〒427-0019 静岡県島田市志都呂6-1 佐藤祐美子

監査 〒427-0035 静岡県島田市向谷元町747-8 甲賀智子

2. 会計役員については、当面代表がこれを兼務する。

3. この会則は、2022年4月1日から施行する。